

長野広域連合情報セキュリティネットワーク再構築業務プロポーザル実施概要

1 業務の概要

- (1) 業務名
長野広域連合情報セキュリティネットワーク再構築業務（以下「本業務」という。）
- (2) 業務目的
長野広域連合（以下「本連合」という。）事務局と本連合が所管する7拠点の老人福祉施設は、インターネット接続口を拠点ごとに持っており、セキュリティレベルが統一されていないことから、インターネット接続口を1カ所に集約した上で、既設のクライアント端末を一元管理化したネットワーク環境を整備するものとする。
また、情報漏えい対策等によるセキュリティ対策を実施することで、セキュリティレベルの向上と平準化を図るとともに、各種業務の適正化や安全な業務管理を実現することを目的とする。
- (3) 業務内容
別紙「長野広域連合情報セキュリティネットワーク再構築業務調達仕様書」のとおり
- (4) 業務場所
本連合の事務局、本連合が所管する7拠点の老人福祉施設及び本連合より指定された場所
- (5) 契約期間
契約の日から平成30年6月30日まで（構築）、平成30年7月1日から（運用開始）
- (6) 費用の上限額
ア 構築業務 金 17,142,000 円（消費税及び地方消費税額を含む）
イ 保守管理・運用支援等業務（5年間） 金 12,195,360 円（消費税及び地方消費税額を含む）
※ 「取引に係る消費税額及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、委託料に100分の8を乗じて得た額とする。

2 プロポーザル方式の採用理由及び選定方式

- (1) 本業務は、標準的な実施方法が確立されていないことから、事業者の専門的な知識及び経験から業務の実施についての提案を受け、仕様を決定するプロポーザル方式とする。
- (2) 選定方式は、情報セキュリティの強化によるネットワーク環境を再構築した上で、できるだけ職員負担を軽減し、業務効率を損なわないような優れた提案を広く求め、その内容を総合的に比較検討することで、最も適格と判断される事業者を選定する公募型プロポーザル方式とする。

3 応募事業者の条件等

以下に掲げる項目の全てを満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しないこと。
- (2) 長野市物品・製造等競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 長野市建設工事等入札参加者指名停止等措置基準（昭和60年5月1日制定）及び長野市物品等入札参加者指名停止等措置基準（平成18年4月1日制定）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをされた者（更生手続又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 市税その他市に納付すべき使用料、手数料等を滞納していないこと。
- (6) 長野市暴力団排除条例（平成26年長野市条例第40条）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (7) 経営内容等から、業務の履行に支障がなく、業務を履行するにふさわしい十分な知識、経験、技術を備えており、かつ事業目的の達成、事業計画の遂行に必要な組織及び人員体制を有していること。
- (8) ISMS又はプライバシーマークの認証を取得していること。

- (9) 提案競技参加確認書を提出していること。
- (10) 本連合で行うプレゼンテーション及び打ち合わせ等に参加できるものであること。
- (11) 長野市内に事業所を有していること。
- (12) 平成 25 年 4 月 1 日以降に、国又は地方公共団体と情報セキュリティのネットワーク再構築に係る業務の契約を締結し、または、情報セキュリティ対策の向上に係るシステム構築業務の契約を締結し、誠実に履行した実績を有していること。

4 事業者選定について

- (1) 本業務の受託事業者の選定に当たっては、長野広域連合情報ネットワークセキュリティ再構築業務事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。
- (2) 選定は、別途定める評価基準に従い、一次審査と二次審査の二段階で行う。
 - ア 一次審査
 - ・提案事業者から提出された提案書により評価する。
 - ・一次審査で選定された提案事業者を二次審査の対象事業者とする。
 - イ 二次審査
 - ・提案書の内容審査と併せて、提案事業者の提案内容に関するプレゼンテーションの実施により二次審査を行い、二次審査で選定された提案事業者を優先交渉権者（契約予定事業者）とする。
- (3) 契約の締結に当たっては、仕様書等について優先交渉権者（契約予定事業者）と別途協議を行う。

5 選定スケジュール等

- (1) 実施の公告、公募HP掲載、説明会申込受付開始
平成 30 年 2 月 7 日（水）
- (2) 事業者説明会への参加申請期限
平成30年 2 月13日（火）午前 9 時まで
- (3) 事業者説明会の開催日時
平成30年 2 月13日（火）午後 3 時から
- (4) 提案依頼書・調達仕様書に関する質問受付期限
平成30年 2 月16日（金）午後 4 時まで
- (5) 提案競技参加確認書の提出受付日時
平成30年 2 月23日（金）午後 1 時から午後 4 時（持参のみ）まで
- (6) 提案書等の提出受付日時
平成30年 2 月28日（水）午後 1 時から午後 4 時（持参のみ）まで
- (7) 一次審査結果の通知
平成30年 3 月 7 日（水）午後 4 時（電子メール及び郵送にて個別に通知します。）
- (8) プレゼンテーション及び二次審査の実施日
平成30年 3 月12日（月）午後予定（開始時間は、応募事業者数によるため、別途通知します。）
- (9) 二次審査の結果通知
平成30年 3 月13日（火）午後 4 時
- (10) 優先交渉権者（契約予定者）と仕様の協議及び見積
平成 30 年 3 月中旬（予定）
- (11) 契約締結
平成 30 年 4 月上旬（予定）
- (12) 本業務の開始
平成 30 年 4 月上旬（予定）

※上記スケジュールは、選定委員会において、必要に応じて変更する場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

6 その他提案に当たっての注意事項

- (1) 本業務の事業者選定に参加を希望する事業者は、本業務の提案に当たって知り得た情報等について、一切の事項をいかなる場合も他の者に漏らすことを禁止する。また、本連合から提供する資料についても、他の者に閲覧させること、複写させること又は譲渡することを禁止する。
- (2) 本業務の提案に係る一切の費用は事業者の負担とする。
- (3) 一旦提出された提案書の出し直し又は差し替えの依頼は、受け付けない。
- (4) 提案書等の提出物一式は返却しない。
また、提出書類は原則として公表しない。ただし、長野広域連合情報公開及び個人情報保護条例（平成14年11月29日条例第5号）に基づく開示請求があった場合は、提案者が事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報を除き、この限りではない。
- (5) 提案書の評価項目及び見積価格に対しての配点、評価点及び価格点については、今後の本連合の事業者選定に対し支障を及ぼすおそれがあるため、公開しない。
また、評価順位についても、当該法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、公開しない。
- (6) 本業務の企画提案書等を提出した後、参加を辞退する場合には、速やかに持参又は郵送の方法により、参加辞退届（任意様式）を事務局へ提出すること。
- (7) 本業務の事業者選定に参加を希望する事業者は、不知又は、内容の不明を理由として、異議を申立てることはできない。
- (8) 現在、公募に当たって、本連合議会2月定例会に本業務に係る平成30年度予算の議案を提出し、平成30年2月21日に議決を得る予定であり、優先交渉権者（契約予定事業者）とは、仕様の協議及び見積を平成30年3月中旬（予定）、当該業務の契約締結は平成30年4月上旬（予定）ごろを想定している。
- (9) 本プロポーザルに関する詳細は、以下に定める。
ア 長野広域連合情報セキュリティネットワーク再構築業務提案依頼書
イ 長野広域連合情報セキュリティネットワーク再構築業務調達仕様書

7 優先交渉権者（契約予定者）との仕様の協議及び見積

- (1) 優先交渉権者（契約予定事業者）と本連合は、提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な履行条件などの協議と調整（以下、「交渉」という。）を行う。
- (2) この交渉が整った場合には、契約予定事業者として、本連合が指定する期日までに見積書を提出すること。ただし、交渉が整わない場合には、次点の提案者を新たに優先交渉権者として選定し、改めて本連合と交渉を行う。
- (3) 本連合が見積書の内容を精査した後、本業務の構築業務においては、賃貸事業者を入札にて決定し、本連合、優先交渉権者及び賃貸者の三者間で長期継続契約を締結する。なお、保守管理・運用支援業務においては、別途、長野市契約規則に定める随意契約の手続きにより改めて見積書を徴し、内容を精査した後、契約書を取り交わすものとする。

8 事務局

下記のとおり事務局を設置する。参加事業者から事務局への連絡は、原則として電子メールを利用し、件名は「【長野広域連合】ネットワーク再構築業務」と記述すること。

【事務局】

長野広域連合事務局総務課（長野市城山分室1階）

住 所 : 〒380-0801 長野市箱清水一丁目3番8号

電 話 : 026-252-7030（直通）

電子メール : E-mail : kikaku@area-nagano.jp

担 当 : 西澤、上原